

令和７年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（適用期限のある関税制度の延長）

要望元：農産局農産政策部貿易業務課

品名（関税率関係）又は 制度名（関税制度関係）		＜品目＞ 小麦及び小麦調製品 ＜制度名＞ 特別緊急関税制度								
改正要望の内容		○改正を要する法令及び条項 関税暫定措置法第２条第１項及び２項、第７条の３第１項、第７条の４第１項 ○具体的な内容 「令和７年３月３１日まで」又は「令和６年度まで」とされているものを１年間延長する。								
税 番	統計 細分	品 目	改正前税率			改正後税率			W T O 譲許税率	備 考
			基本	暫定	特恵	基本	暫定	特恵		
		(別紙)								
改正要望内容の 施行期日及び適用期間		○施行期日 令和７年４月１日 ○適用期間 令和７年４月１日～令和８年３月３１日								
改正を要望する品目又は 制度をめぐる状況		① 現状 現在、小麦については、国が国家貿易企業として外国産小麦の輸入・売渡等を一元的に管理することにより、小麦の需給及び価格の安定を図っているところである。 またウルグアイ・ラウンド農業合意に基づく関税化は、平成７年度から６年間でその約束を実施していくこととされ、それ以後の措置については、ドーハ・ラウンド交渉に委ねられている。 ② 問題点 関税暫定措置法による本関税率の延長が行われない場合には、無税が適用されるのは国家貿易により輸入を行うものに限定する旨の国内法上の根拠が失われることとなるため、国家貿易以外の輸入についても無税が適用されるケースが生じる。その結果として、無税でかつ無秩序に輸入され、国内における小麦の需給と価格に重大な影響を及ぼすおそれがある。								
改正の必要性和目的達成の見通し		① 改正の方向性 ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づく関税化は、平成７年度から６年間でその約束を実施していくこととされ、それ以後の措置については、ドーハ・ラウンド交渉に委ねられているが、現在において合意されていないため、本関税率・制度を延長する。 また、無秩序かつ大量・安価な小麦等の輸入を抑制し、国内産小麦の需給への影響を与えないようにするため、本関税率・制度を延長する。								

	② 改正目的達成予定時期 小麦等の輸入は、本関税率により抑制されていることから、本関税率・制度の改正（延長）と同時である。												
改正の効果と妥当性	① 改正によって期待される効果 本関税率・制度の適用により、下表のとおり、国家貿易以外の輸入が国内産小麦の需給にほとんど影響を与えない程度に抑制されている。 飼料用麦については、日豪EPA、CPTPP、日EU・EPA及び日英EPAの発効により、これらの協定に基づく製造用原料品にかかる譲許の便益の適用（関税暫定措置法第9条の2）を受けた国家貿易以外の輸入が増加したが、飼料用麦の国内生産がないこと及び食糧用への横流れ防止措置を講じていることから、麦の国内生産への影響は防止されている。 (参考) 令和5年度における運用実績 輸入実績：449万トン、輸入金額：2,361億円 出典：財務省「貿易統計」 国家貿易を行っている者：農林水産省 国家貿易以外の小麦の輸入量 単位：トン <table><tr><td></td><td>元年度</td><td>2年度</td><td>3年度</td><td>4年度</td><td>5年度</td></tr><tr><td>輸入量</td><td>1,439 (150,400)</td><td>3,862 (289,406)</td><td>1,839 (378,118)</td><td>5,877 (395,796)</td><td>3,027 (392,692)</td></tr></table> 注1：（ ）書きは、日豪EPA、CPTPP、日EU・EPA及び日英EPAにより輸入された飼料用小麦（国家貿易以外）であり外数である。 注2：日豪EPA（平成27年1月発効）、CPTPP（平成30年12月発効）、日EU・EPA（平成31年2月発効）及び日英EPA（令和3年1月発効）では、飼料用麦について、食糧用への横流れ防止措置を講じた上で、民間貿易に移行し無税化した。 資料：財務省「貿易統計」 ② 改正によって生じうる影響 特になし。 ③ 改正の妥当性 輸入小麦等による国内産小麦の需給への影響を与えないようにする手段としては、本関税率・制度の延長以外は想定されない。		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	輸入量	1,439 (150,400)	3,862 (289,406)	1,839 (378,118)	5,877 (395,796)	3,027 (392,692)
	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度								
輸入量	1,439 (150,400)	3,862 (289,406)	1,839 (378,118)	5,877 (395,796)	3,027 (392,692)								
政策評価・関連措置	① 本要望に関連する政策評価 当省においては、本要望と共通の目的を有する政策目標として、総合的な食料安全保障の確立を図ることとしており、「様々なリスクに対応した総合的な食料安全保障の確立」（「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」に基づく麦の輸入は、当該政策分野の一施策）に係る政策評価において「我が国の総合的な食料安全保障の確立に向けて、一定の成果があったと考えられる。」とされたところ。												

	② 当該政策評価の結果と改正の関係 同政策評価を踏まえ、当省としては引き続き我が国の総合的な食料安全保障の確立に向けた取組を維持・促進していく必要があることから、小麦及び小麦調製品に係る特別緊急関税制度についても引き続き延長することが適当。 ③ 政府方針と改正の関係 食料・農業・農村基本法第2条第2項において、国民に対する食料の安定的な供給については、「国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと併せて安定的な輸入及び備蓄の確保を図ることにより行われなければならない」とされている。麦は、米に次ぐ重要な基幹作物であることから、本要望（暫定税率の維持）により輸入麦による国内産麦の需給への影響を与えない措置を講ずる必要がある。 ④ 関連措置 食糧法の規定に基づき、毎年3月末までに麦の需給に関する見通しを策定・公表を実施。これに即して外国産麦を輸入し、実需者への安定供給を図った。 なお、本関税率・制度の適用により、国家貿易以外の輸入が国内産小麦の需給にほとんど影響を与えない程度に抑制され、麦の需給の安定が図られている。
--	--

○ 改正経緯

これまでの改正状況	平成 12 年度以降、毎年度、本関税率・制度の延長を行ってきた。												
措置による効果	本年 4 月に本関税率・制度を延長したことにより、国家貿易以外的小麦の輸入量は、全体の輸入数量の中でわずかなものにとどまっており、外国からの無秩序かつ大量・安価な小麦等の輸入が抑制され、国内産小麦の需給が保たれている。 なお、日豪 E P A、C P T P P、日 E U ・ E P A 及び日英 E P A の発効により、これら協定に基づく製造用原料品にかかる譲許の便益の適用（関税暫定措置法第 9 条の 2）を受けた飼料用小麦の輸入が開始されたが、飼料用麦の国内生産がないこと及び食糧用への横流れ防止措置を講じていることから、麦の国内生産への影響は防止されている。 （参考） 小麦輸入量の推移（令和 6 年度） 単位：トン <table><tr><td></td><td>4 月</td><td>5 月</td></tr><tr><td>国家貿易以外 の輸入量 A</td><td>311 (41, 891)</td><td>246 (36, 430)</td></tr><tr><td>全輸入量 B</td><td>536, 129</td><td>458, 430</td></tr><tr><td>比率（A／B）</td><td>0. 06%</td><td>0. 05%</td></tr></table> 注：（ ） 書きは、日豪 E P A、C P T P P により輸入された飼料用小麦（国家貿易以外）であり外数である。 資料：財務省「貿易統計」		4 月	5 月	国家貿易以外 の輸入量 A	311 (41, 891)	246 (36, 430)	全輸入量 B	536, 129	458, 430	比率（A／B）	0. 06%	0. 05%
	4 月	5 月											
国家貿易以外 の輸入量 A	311 (41, 891)	246 (36, 430)											
全輸入量 B	536, 129	458, 430											
比率（A／B）	0. 06%	0. 05%											

税 番	統計 細分	品 名	改正前税率			改正後税率			W T O 譲許税率	備 考
			基本	暫定	特惠	基本	暫定	特惠		
1001. 11	010	デュラム小麦播種用（枠内）	65 円/kg	無税	－				無税	改正前税率と改正後税率は同じ数値
	090	デュラム小麦播種用（枠外）	65 円/kg	9. 8 円/kg	－				55 円/kg	
1001. 19	010	デュラム小麦（枠内）	65 円/kg	無税	－				無税	
	090	デュラム小麦（枠外）	65 円/kg	9. 8 円/kg	－				55 円/kg	
1001. 91	011	メスリン播種用（枠内）	65 円/kg	20%	－				20%	
	019	メスリン以外播種用（枠内）	65 円/kg	無税	－				無税	
	091	メスリン播種用（枠外）	65 円/kg	9. 8 円/kg	－				55 円/kg	
	099	メスリン以外播種用（枠外）	65 円/kg	9. 8 円/kg	－				55 円/kg	
1001. 99	011	メスリン（枠内）	65 円/kg	20%	－				20%	
	016	小麦飼料用（枠内）	65 円/kg	無税	－				無税	
	019	小麦飼料用以外（枠内）	65 円/kg	無税	－				無税	
	091	メスリン（枠外）	65 円/kg	9. 8 円/kg	－				55 円/kg	
	096	小麦飼料用（枠外）	65 円/kg	9. 8 円/kg	－				55 円/kg	
	099	小麦飼料用以外（枠外）	65 円/kg	9. 8 円/kg	－				55 円/kg	
1008. 60	210	ライ小麦（枠内）	65 円/kg	無税	－				無税	
	290	ライ小麦（枠外）	65 円/kg	9. 8 円/kg	－				55 円/kg	
1101. 00	011	小麦粉メスリン粉グルタミン酸ソーダ製造用（枠内）	106 円/kg	25%	－				12. 5%	
	091	小麦粉メスリン粉グルタミン酸ソーダ製造用以外（枠内）	106 円/kg	25%	－				25%	
	200	小麦粉メスリン粉（枠外）	106 円/kg	27. 4 円/kg	－				90 円/kg	
1102. 90	210	ライ小麦粉（枠内）	106 円/kg	25%	－				25%	
	290	ライ小麦粉（枠外）	106 円/kg	27. 4 円/kg	－				90 円/kg	

1103. 11	010	小麦のひき割り、ミール (枠内)	106 円 /kg	25%	—				25%
	090	小麦のひき割り、ミール (枠外)	106 円 /kg	27. 4 円 /kg	—				90 円/kg
1103. 19	210	ライ小麦のひき割り、ミール (枠内)	106 円 /kg	20%	—				20%
	290	ライ小麦のひき割り、ミール (枠外)	106 円 /kg	27. 4 円 /kg	—				90 円/kg
1103. 20	110	小麦のペレット (枠内)	106 円 /kg	25%	—				25%
	190	小麦のペレット (枠外)	106 円 /kg	27. 4 円 /kg	—				90 円/kg
	510	ライ小麦のペレット (枠内)	106 円 /kg	20%	—				20%
	590	ライ小麦のペレット (枠外)	106 円 /kg	27. 4 円 /kg	—				90 円/kg
1104. 19	111	小麦 (ロールがけ、フレーク) (枠内)	132 円 /kg	25%	—				25%
	119	小麦 (ロールがけ、フレーク) (枠外)	132 円 /kg	31. 4 円 /kg	—				112 円/kg
	121	ライ小麦 (ロールがけ、フレーク) (枠内)	132 円 /kg	20%	—				20%
	129	ライ小麦 (ロールがけ、フレーク) (枠外)	132 円 /kg	31. 4 円 /kg	—				112 円/kg
1104. 29	111	小麦 (その他の加工) (枠内)	106 円 /kg	25%	—				25%
	119	小麦 (その他の加工) (枠外)	106 円 /kg	27. 4 円 /kg	—				90 円/kg
	121	ライ小麦 (その他の加工) (枠内)	106 円 /kg	20%	—				20%
	129	ライ小麦 (その他の加工) (枠外)	106 円 /kg	27. 4 円 /kg	—				90 円/kg
1108. 11	010	小麦でん粉 (枠内)	158 円 /kg	25%	—				25%
	090	小麦でん粉 (枠外)	158 円 /kg	34. 4 円 /kg	—				134 円/kg
1901. 20	131	ベーカリー製品用 (米麦等 85 % 超、小麦最大) (枠内)	106 円 /kg	25%	—				25%
	139	ベーカリー製品用 (米麦等 85 % 超、小麦最大) (枠外)	106 円 /kg	27. 4 円 /kg	—				90 円/kg
	151	ベーカリー製品用 (米麦等 85 % 超、でん粉最大) (枠内)	158 円 /kg	25%	—				25%
	152	ベーカリー製品用 (米麦等 85 % 超、でん粉最大) (枠外)	158 円 /kg	34. 4 円 /kg	—				134 円/kg
1901. 90	151	米麦加工品 (米麦等 85 % 超、小麦最大) (枠内)	106 円 /kg	25%	—				25%

	159	米麦加工品（米麦等 85 % 超、小麦最大）（枠外）	106 円 /kg	27.4 円 /kg	—				90 円/kg
	171	米麦加工品（米麦等 85 % 超、でん粉最大）（枠内）	158 円 /kg	25%	—				25%
	172	米麦加工品（米麦等 85 % 超、でん粉最大）（枠外）	158 円 /kg	34.4 円 /kg	—				134 円/kg
1904. 10	221	穀物調製品（膨張・いったもの、米麦等 50%超、小麦のもの）（枠内）	100 円 /kg	19.2%	—				19.2%
	229	穀物調製品（膨張・いったもの、米麦 50%超、小麦のもの）（枠外）	100 円 /kg	26.2 円 /kg	—				85 円/kg
1904. 20	221	穀物調製品（いってないもの、米麦 50%超、小麦のもの）（枠内）	100 円 /kg	19.2%	—				19.2%
	229	穀物調製品（いってないもの、米麦 50%超、小麦のもの）（枠外）	100 円 /kg	26.2 円 /kg	—				85 円/kg
1904. 30	010	ブルガー小麦（枠内）	100 円 /kg	25%	—				25%
	090	ブルガー小麦（枠外）	100 円 /kg	26.2 円 /kg	—				85 円/kg
1904. 90	210	穀物調製品（その他、小麦・ライ小麦）（枠内）	100 円 /kg	25%	—				25%
	290	穀物調製品（その他、小麦・ライ小麦）（枠外）	100 円 /kg	26.2 円 /kg	—				85 円/kg
2106. 90	214	調製食料品（小麦 30%超）（枠内）	100 円 /kg	25%	—				25%
	215	調製食料品（小麦 30%超）（枠外）	100 円 /kg	26.2 円 /kg	—				85 円/kg